

平成14年6月10日

株 主 各 位

京都市東山区福稲上高松町11番地

株式会社 松風

取締役社長 太田 勝也

## 第130回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第130回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成14年6月27日(木曜日)午前10時

2. 場 所 京都市東山区福稲上高松町11番地  
株式会社 松風 (本社 厚生館)

### 3. 会議の目的事項

#### 報告事項

第130期(平成13年4月1日から平成14年3月31日まで)営業報告書、貸借対照表及び

損益計算書報告の件

#### 決議事項

第1号議案 第130期利益処分案承認の件

第2号議案 自己株式取得の件

議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」(18頁)に記載のとおりであります。

第3号議案 定款一部変更の件

議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」(18頁から22頁)に記載のとおりであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

# 営業報告書

(平成13年4月1日から  
平成14年3月31日まで)

## ・営業の概況

### (1) 営業の経過及び成果

当期のわが国経済は、IT（情報技術）不況のあおりを受け、回復の兆しを見せていた企業の設備投資は大きく減退し、さらには米国を襲った中枢同時テロにより先行きに対する不透明感が一層高まり、全体として低迷した状況が続きました。

当歯科業界におきましても、本人の医療費2割負担実施以降、患者数の減少など需要が低迷している中で、流通段階の整理・統合も進むなど非常に厳しい経営環境となりました。

このような状況の下で、当社は、これまで以上に、全社一丸となった積極的な営業活動を展開してまいりました。

また、歯科医療分野の一翼を担うメーカーとして、環境管理システムの構築を目指し、ISO14001 認証取得にも取り組んでまいりました。

さらに、子会社におきましては、米国子会社（ショウフウ・デンタル・コーポレーション）の事務所の移転・統合、株式会社滋賀松風の硬質レジン歯の特殊原料を製造するための新工場建設、さらに株式会社プロメックの工場新築・移転及びネイルケア関連の製造準備に着手する等、松風グループの将来に向けた基盤の拡充・強化に努めてまいりました。

営業面におきましては、歯科用レーザー装置「ネオキュア7200」や急速加熱タイプ石膏系埋没材「クリスト21」の発売開始、歯科用漂白剤「松風ハイライト」の販売ルートの拡大等、果敢な挑戦を続けてまいりました。

しかしながら、この厳しい市場環境の影響に抗しきれず、人工歯類、化工品類等の売上げが減少し、国内売上高は、109億84百万円と前期に比べ、3億38百万円（3.0%）の減少となりました。

一方、輸出につきましては、円安の追い風を受けるとともにアメリカ、アジア地域での歯科用審美充填材「ビューティフィル」及びその接着材「FL ポンド」の発売開始や、欧米地域に研削材の新製品を市場投入するなど、積極的な営業活動を展開してまいりました結果、14億31百万円と前期に比べ1億54百万円（12.1%）の増加となりました。

その結果、当期の売上高は、124億15百万円と前期に比べ、1億83百万円（1.5%）減少いたしました。

損益状況につきましては、徹底した経費の削減に努めましたものの、国内売上げの減少により、営業利益は、7億38百万円と前期に比べ、59百万円（7.4%）の減少となりました。

経常利益につきましては、営業利益が減少したことに伴い、7億50百万円と前期に比べ87百万円（10.4%）の減少となりました。

当期利益は、経常利益の減少に加え、保有株式の減損処理を行ったこともあり、2億94百万円と前期に比べ、92百万円（24.0%）の減益となりました。

## （2）品種別営業の状況

研削材類、セメント類他及び機械器具その他商品の売上げは増加いたしました。当社の主力製品である人工歯類、化工品類が国内市場の低迷の影響を受け、全体としては前期に比べ減少いたしました。

### 品種別売上高

年度 分類	第129期（前期）		第130期（当期）		
	金額（千円）	構成比（%）	金額（千円）	構成比（%）	前期比増減（%）
人工歯類	2,905,049	23.1	2,751,312	22.1	5.3
研削材類	2,802,125	22.2	2,840,970	22.9	1.4
金属類	673,109	5.3	616,928	5.0	8.3
化工品類	2,465,906	19.6	2,331,877	18.8	5.4
セメント類他	1,087,104	8.6	1,131,124	9.1	4.0
機械器具その他	2,666,160	21.2	2,743,523	22.1	2.9
計	12,599,456	100.0	12,415,737	100.0	1.5

## （3）設備投資及び資金調達の状況

当期中に実施いたしました設備投資は、1億92百万円であります。その主なものは、機械装置、金型の取得等であります。

これらの設備投資に必要な資金は、すべて自己資金で賄いました。

#### (4) 営業の成績及び財産の状況の推移

区 分 \ 期 別	第127期	第128期	第129期	第130期(当期)
	平成10年4月1日から 平成11年3月31日まで	平成11年4月1日から 平成12年3月31日まで	平成12年4月1日から 平成13年3月31日まで	平成13年4月1日から 平成14年3月31日まで
売 上 高(千円)	12 513 575	12 652 081	12 599 456	12 415 737
経 常 利 益(千円)	1 198 138	1 373 162	837 741	750 444
当 期 利 益(千円)	527 333	691 065	387 429	294 519
1株当たり当期利益	49円9銭	64円33銭	36円6銭	27円42銭
総 資 産(千円)	20 056 075	21 230 802	20 725 531	20 043 710
純 資 産(千円)	13 506 593	14 797 481	15 021 782	15 074 389

(注) 第129期まで期中平均発行済株式総数に基づき算出しておりました1株当たり当期利益は、第130期より期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。

#### (5) 会社が対処すべき課題

今後の経済情勢につきましては、一部には好転の兆しが見受けられますものの、雇用や所得環境は依然として厳しく、景気回復は期待できない状況が続くものと思われます。

当業界におきましても、来年に予定されている医療費の本人3割負担等の影響を受け、生存を賭けた競争の中で淘汰、再編が進み、ますます厳しい経営環境になるものと予想されます。

このような状況の下で当社は、第131期に創立80周年を迎えるにあたり、「変化する松風 - 進化する情熱」をスローガンにして、社内・外ともに積極的な活動を展開し、ユーザーのニーズにあった新製品をスピーディに市場投入するため、開発体制をより一層強化するとともに、徹底した経費の削減と生産・物流効率の向上により、コスト競争に打ち勝つ企業へと体質改善を図ってまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## ・ 会社の概況（平成14年3月31日現在）

### （1）主要な事業内容

当社は、歯科材料及び歯科用機器の製造・販売を主な事業としており、主要製品は次のとおりであります。

品 種 別	主 要 製 品
人 工 歯 類	陶歯、歯科用陶材、硬質レジン歯
研 削 材 類	歯科用研削材、歯科用研磨材
金 属 類	歯科用金属
化 工 品 類	歯科用合成樹脂、歯科用印象材、歯科用ワックス
セメント類他	歯科用セメント、歯科用石膏、歯科用耐火埋没材
機械器具その他	歯科用機器、歯内療法用器具、歯科用矯正材料、変色歯漂白剤、感染予防製品

### （2）営業所及び工場

本 社	京都市東山区福稲上高松町11番地
支 社	東 京 支 社 （東京都文京区）
営 業 所	札幌営業所 （札幌市中央区）
	仙台営業所 （仙台市宮城野区）
	名古屋営業所 （名古屋市名東区）
	大阪営業所 （大阪市中央区）
	福岡営業所 （福岡市博多区）
工 場	京都本社工場 （京都市東山区）

### (3) 株式の状況

会社が発行する株式の総数           22 000 000株  
 発行済株式総数                   10 742 726株  
 株主数                               2 056名 ( 前期末比 9 名増 )  
 大株主

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数(千株)	持株比率(%)	持株数(千株)	持株比率(%)
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン	575	5.35	-	-
株式会社 京都銀行	535	4.99	287	0.09
株式会社三井住友銀行	495	4.61	173	0.00
日本生命保険相互会社	478	4.46	-	-
松 風 慎 一	386	3.59	-	-
住友信託銀行株式会社	363	3.38	177	0.01
松 風 定 二	315	2.94	-	-

### (4) 自己株式の取得、処分等及び保有

#### 取得株式

単元未満株式の買取りによる取得

普通株式           7 990株

取得価額の総額   5 200千円

#### 処分株式

普通株式           5 000株

処分価額の総額   3 263千円

#### 決算期における保有株式

普通株式           3 754株

## (5) 従業員の状況

区 分	従業員数(名)	前期末比増減	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
男	324	2名減	42.53	19.05
女	102	3名増	41.10	20.42
計	426	1名増	42.19	19.38

(注) 上記の従業員数には、使用人兼務取締役(3名)、シンガポール分室(7名)、上海駐在員事務所(1名)、嘱託(2名)、臨時従業員(51名)、出向者(4名)は含んでおりません。

## (6) 企業結合の状況

### 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の持株比率	主要な事業内容
ショウワ・デンタル・コーポレーション	84 000米ドル	100.0%	当社販売品目のアメリカ・カナダ等における販売
株式会社 滋 賀 松 風	152 000千円	100.0%	当社販売品目のうち、人工歯等の製造
ショウワ・デンタル・ゲ-ムペ-ハー	1 000 000ユーロ	100.0%	当社販売品目のヨーロッパにおける販売
アドバンスド・ヘルスケア・リミテッド	1 240千英ポンド	100.0%	化学製品の研究開発及び製造
株式会社 昭 研	24 000千円	52.1%	歯科材料(ゴム製研磨材)の製造
株式会社 プロメック	100 000千円	100.0%	医療用機械器具及び美容器具等の製造、販売並びに輸出入

(注) 株式会社プロメックは、平成13年9月7日に50 000千円から100 000千円に増資を行いました。

### 企業結合の成果

上記の重要な子会社6社を含む子会社は7社であり、すべて連結対象子会社としております。

また、関連会社は1社であり、持分法適用会社であります。

当期の連結売上高は139億91百万円、前期対比1億56百万円(1.1%)の減少となり、連結当期利益は6億4百万円、前期対比2百万円(0.4%)の減益となりました。

## (7) 主要な借入先

借入先	借入額(百万円)	借入先が所有する当社の株式	
		持株数(千株)	持株比率(%)
株式会社 京都銀行	860	535	4.99
株式会社 三井住友銀行	350	495	4.61

## (8) 取締役及び監査役の氏名、担当又は主な職業

地 位	氏 名	担当又は主な職業
取締役名誉会長	松 風 嘉 定	
取締役会長	澤 田 正 昭	
* 取締役社長	太 田 勝 也	
* 専務取締役	橋 本 孝	営業本部長兼営業部長
常務取締役	脇 野 喜 和	国際本部長兼国際部長
常務取締役	梶 浩 行	開発・技術・生産本部長兼生産部長
常務取締役	白 波 瀬 文 雄	管理本部長兼財務部長
取締役	関 敏 明	技術部長
取締役	西 野 賢 貴	研究開発部長
取締役	和 田 徹	マーケティング部長
常勤監査役	信 本 暹	
監査役	三 宅 徹	
監査役	西 田 憲 司	公認会計士

(注)1. \*は代表取締役であります。

2. 監査役 信本暹、西田憲司は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

3. 当期中の取締役の異動

平成13年6月28日開催の第129回定時株主総会において、取締役 森正明、三宅徹、松風定二、川上隆也の各氏は、任期満了により取締役を退任いたしました。

4. 当期中の監査役の異動

平成13年6月28日開催の第129回定時株主総会において、監査役 皆見忠雄、鈴木成重の両氏は、任期満了により監査役を退任いたしました。

平成13年6月28日開催の第129回定時株主総会において、三宅徹、西田憲司の両氏は、監査役に新たに選任され、就任いたしました。



## ・ 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

記載すべき重要な事項はありません。

---

(注) 本営業報告書中の記載金額及び株式数については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成14年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	10,986,510	<b>流動負債</b>	3,478,439
現金及び預金	4,999,405	支払手形	319,835
受取手形	1,147,908	買掛金	485,786
売掛金	1,679,860	短期借入金	1,580,000
有価証券	550,020	未払金	236,470
商品	960,773	未払費用	599,062
製品	450,060	未払法人税等	130,000
原材料	100,241	未払消費税等	42,376
仕掛品	539,437	預り金	21,274
貯蔵品	305,335	前受収益	30,554
前払費用	77,195	設備建設関係支払手形	30,577
繰延税金資産	258,007	その他の流動負債	2,501
その他の流動資産	111,463		
貸倒引当金	193,200		
<b>固定資産</b>	9,057,200	<b>固定負債</b>	1,490,881
<b>有形固定資産</b>	3,172,882	退職給付引当金	450,909
建物	2,103,635	役員退職慰労引当金	557,900
構築物	165,262	預り保証金	390,602
機械装置	431,971	その他の固定負債	91,470
車両	4,118		
器具備品	281,194	<b>負債合計</b>	4,969,320
土地	180,917		
建設仮勘定	5,782	<b>資本の部</b>	
<b>無形固定資産</b>	44,298	<b>科目</b>	金 額
営業権	3,246	<b>資本金</b>	4,474,646
特許権	6,861	<b>法定準備金</b>	5,695,365
ソフトウェア	27,975	資本準備金	4,576,703
その他の無形固定資産	6,214	利益準備金	1,118,661
<b>投資等</b>	5,840,019	<b>剰余金</b>	4,911,627
投資有価証券	2,895,927	<b>任意積立金</b>	1,022,690
子会社株式	1,060,616	配当準備金	260,000
出資金	141,828	固定資産圧縮積立金	16,076
長期貸付金	314,605	特別償却準備金	6,614
破産債権	19,606	別途積立金	740,000
長期前払費用	8,927	<b>当期末処分利益</b>	3,888,936
繰延税金資産	716,439	(うち当期利益)	(294,519)
差入保証金	188,469	<b>評価差額金</b>	4,766
役員退職年金掛金	212,534	その他有価証券評価差額金	4,766
長期性預金	300,000		
その他の投資	27,268	<b>自己株式</b>	2,483
貸倒引当金	46,206	<b>資本合計</b>	15,074,389
<b>資産合計</b>	20,043,710	<b>負債及び資本合計</b>	20,043,710

# 損 益 計 算 書

(平成13年4月1日から平成14年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	内 訳	金 額
<b>(経常損益の部)</b>		
<b>営業損益の部</b>		
営業収益		12,415,737
売上高		
営業費用	6,524,609	
売上原価	5,152,299	
販売費及び一般管理費		11,676,909
営業利益		738,828
<b>営業外損益の部</b>		
営業外収益		
受取利息・配当金	88,390	
会費収入	81,038	
受取賃貸料	53,533	
保険収入	32,745	
雑収入	71,010	
営業外費用		326,717
支払利息	30,926	
売上割引	102,924	
当主催会費用	109,858	
賃貸資産関連費用	47,512	
雑損失	23,880	
経常利益		750,444
<b>(特別損益の部)</b>		
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	13,443	
貸倒引当金戻入益	36,300	
役員退職慰労引当金戻入益	37,930	
特別損失		87,673
株式評価損	321,205	
税引前当期利益		321,205
法人税・住民税及び事業税	312,257	
法人税等調整額	89,865	
当期利益		516,911
前期繰越利益		294,519
中間配当額		3,680,354
当期未処分利益		85,937
		3,888,936

(貸借対照表注記)

- 1.有形固定資産の減価償却累計額 5 577 952千円
- 2.子会社に対する短期金銭債権 278 524千円
- 3.子会社に対する長期金銭債権 283 851千円
- 4.子会社に対する短期金銭債務 172 797千円
- 5.貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及び周辺機器並びに営業用車両等につきましては、リース契約により使用しております。

6.重要な外貨建の資産・負債

現金及び預金	215 216千円(777千米ドルほか)
売掛金	226 956千円(1 081千ユーロほか)
子会社株式	644 081千円(1 593千米ドルほか)
長期貸付金	73 851千円(389千英ポンド)
買掛金	71 156千円(234千米ドルほか)

- 7.役員退職慰労引当金は、商法第287条の2に規定する引当金に該当いたします。

8.期末日満期手形処理

当期末日は金融機関の休日ではありますが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。期末残高から除かれている期末日満期手形は次のとおりであります。

受取手形	121 504千円
支払手形	28 447千円

9.1株当たりの当期利益 27円42銭

1株当たりの当期利益は、当期より期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。

(損益計算書注記)

1.子会社との取引高

売上高	782 257千円
仕入高	1 629 440千円
営業取引以外の取引高	246 459千円

- 2.販売費及び一般管理費に含まれている研究開発費は1 004 052千円であります。

## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券.....償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式.....移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの.....期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部  
資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの.....移動平均法による原価法

### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品	} 先入先出法による原価法
製 品	
原 材 料	
仕 掛 品	
貯 蔵 品	

### 3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産.....定率法

無形固定資産.....定額法

但し、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間に基づく定額法  
長期前払費用.....定額法

### 4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

会計基準変更時差異（1,796,402千円）については、7年による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日事業年度から費用処理することとしております。

#### 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、規程に基づく期末要支給額全額を引当計上しております。

#### 5．リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

#### 6．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理については、税抜方式によっております。

### 【追加情報】

#### 1．金融商品会計

当期からその他有価証券のうち時価のあるものの評価の方法について、金融商品に係る会計基準（「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成11年1月22日））を適用しております。

#### 2．貸借対照表

当期から自己株式は、「株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則」の改正により、資本に対する控除項目として資本の部の末尾に表示しております。

## 利益処分案

当 期 未 処 分 利 益		3,888,936,840円
任 意 積 立 金 取 崩 額		1,902,230円
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	579,292円	
特 別 償 却 準 備 金	1,322,938円	
合 計		3,890,839,070円

これを次のとおり処分いたします。

利 益 処 分 額 128,867,664円

株 主 配 当 金 128,867,664円

(普通配当1株につき10円)

(創立80周年記念配当1株につき2円)

次 期 繰 越 利 益 3,761,971,406円

(注) 平成13年9月30日現在の株主に対し平成13年12月11日に85,937,200円(1株につき8円)の中間配当を実施いたしました。

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

平成14年5月13日

株式会社 松 風  
代表取締役社長 太田 勝也 殿

### 新日本監査法人

代表社員 公認会計士 神本 満男  
関与社員

関与社員 公認会計士 市田 龍

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条の規定に基づき、株式会社松風の平成13年4月1日から平成14年3月31日までの第130期営業年度の貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

この監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。なお、この監査手続は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。

営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。

利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。

附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 監査役会の監査報告書謄本

## 監査報告書

当監査役会は、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの第130期営業年度における取締役の職務執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本報告書を作成し、以下の通り報告します。

### 1. 監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

### 2. 監査の結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。

附属明細書は記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。

取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務も含め、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成14年5月15日

株式会社 松風 監査役会

常勤監査役 信本 暹

監査役 西田 憲司

監査役 三宅 徹

(注) 監査役信本 暹、西田 憲司は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

以上

## 議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 10,484個

### 2. 議案及び参考事項

#### 第1号議案 第130期利益処分案承認の件

利益処分につきましては、経営基盤の拡充・強化を図る一方、安定した配当の維持に努めたく、その内容は添付書類15頁に記載のとおりといたしたく存じます。当期の株主配当金は、1株につき10円の普通配当に当社創立80周年記念配当2円を加え、1株につき12円とさせていただきます。存じます。

これにより、中間配当金を加えた通期の株主配当金は、1株につき20円となります。

#### 第2号議案 自己株式取得の件

企業環境の変化に対応した機動的な経営を遂行できるようにするため、商法第210条の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から次期定時株主総会終結の時までに、当社普通株式50万株、取得価額の総額400,000千円を限度として取得することといたしたいと存じます。

#### 第3号議案 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

第2条(目的)について、当社の今後の新規事業分野への展開に備え、事業目的の追加を行うものであります。

「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)が平成13年10月1日に施行され、額面株式の廃止、単元株制度の創設などがなされたことに伴い、第5条(会社が発行する株式の総数)、第7条(額面株式の1株の金額及び1単位の株式の数)、第9条(名義書換代理人)、第10条(株式取扱規則)、第19条(選任の方法)、第27条(選任の方法)について所要の変更を行うとともに、新たに第7条(単元未満株券の不発行)の規定を設けるものであります。

また、「株式の消却の手続きに関する商法の特例に関する法律」が廃止されたことに伴い、現行定款第6条(株式の消却)を削除するものであります。

「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)が平成14年4月1日に施行されたことに伴い、現行定款第11条(基準日)、第16条(議決権の代理行使)、第34条(株主配当金)、第35条(中間配当)の規定につき、所要の変更を行うとともに、第37条(転換社債の転換の時期)を削除するものであります。

「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年法律第149号)が平成14年5月1日に施行され、監査役の任期が4年に延長されたことに伴い、現行定款第28条(任期)の変更を行うとともに、附則を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>医療用具並びに医薬品の製造及び輸出、 輸入並びに販売</p> <p>） (記載省略)</p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>医療用具、<u>医薬部外品</u>並びに医薬品の製造及び輸出、輸入並びに販売</p> <p>） (現行どおり)</p>
<p>第 2 章 株 式</p> <p>(会社が発行する株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社が発行する株式の総数は2 200 万株とする。<u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(株式の消却)</p> <p>第 6 条 <u>当社は、経済情勢、当社の業務又は財産の状況その他の事情を勘案して特に必要があると認めるときは、平成12年6月29日後、取締役会の決議により、50万株を限度として、利益をもって当社の株式を買い受けて消却することができる。</u></p>	<p>第 2 章 株 式</p> <p>(会社が発行する株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社が発行する株式の総数は2 200 万株とする。</p> <p>(削 除) (以下、繰り上げ)</p>
<p>(額面株式の1株の金額及び1単位の株式の数)</p> <p>第 7 条 当社が発行する額面株式の1株の金額は50円とする。</p> <p>2. 当社の1単位の株式の数は1 000 株とする。</p> <p>(新 設) (以下、繰り下げ)</p>	<p>(1単位の株式の数)</p> <p>第 6 条 当社の1単位の株式の数は1 000株とする。</p> <p>(単元未満株券の不発行)</p> <p>第 7 条 当社は、1単元の株式数に満たない株式数を表示した株券を発行しない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人) 第9条</p> <p>2. } (記載省略)</p> <p>3. 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換及び単位未満株式の買取りその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第10条 株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株主としての諸届、株券の再発行、単位未満株式の買取りその他株式に関する手続及び手数料は、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日) 第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された議決権を行使できる株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。</p> <p>2. 前項のほか必要あるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使することのできる株主又は登録質権者とする。</p> <p>第3章 株主総会 (議決権の代理行使) 第16条 株主は、当会社の他の議決権を有する株主を代理人として、議決権を行使する</p>	<p>(名義書換代理人) 第9条</p> <p>2. } (現行どおり)</p> <p>3. 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換及び単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第10条 株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株主としての諸届、株券の再発行、単元未満株式の買取りその他株式に関する手続及び手数料は、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日) 第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を行使できる株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。</p> <p>2. 前項のほか必要あるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者をもって、その権利を行使することのできる株主又は登録質権者とする。</p> <p>第3章 株主総会 (議決権の代理行使) 第16条 株主は、当会社の他の議決権を有する株主を代理人として、議決権を行使する</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>ことができる。ただし、代理人は代理権を証する書面を、総会ごとに当会社へ提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (選任の方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において<u>議決権ある株式の総数の3分の1以上にあたる株式</u>を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によりこれを選任する。</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (選任の方法)</p> <p>第27条 監査役は、株主総会において<u>議決権ある株式の総数の3分の1以上にあたる株式</u>を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によりこれを選任する。</p> <p>(任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、就任後<u>3年内</u>の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>第6章 計算 (株主配当金)</p> <p>第34条 株主配当金は、毎営業年度末日最終の株主名簿に記載された株主又は登録質権者に対して支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第35条 当会社は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録質権者に対し、中間配当(商法第293条ノ5の規定による金銭の分配をいう。)を行うことができる。</p>	<p>ことができる。ただし、株主又は代理人は代理権を証する書面を、総会ごとに当会社へ提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (選任の方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数の決議によりこれを選任する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (選任の方法)</p> <p>第27条 監査役は、株主総会において<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数の決議によりこれを選任する。</p> <p>(任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、就任後<u>4年内</u>の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第6章 計算 (株主配当金)</p> <p>第34条 株主配当金は、毎営業年度末日最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者に対して支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第35条 当会社は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者に対し、中間配当(商法第293条ノ5の規定による金銭の分配をいう。)を行うことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>( 転換社債の転換の時期 )</p> <p><u>第37条 転換社債の転換により発行された株式に対する最初の株主配当金又は中間配当金については、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなし、これを支払う。</u></p> <p>( 新 設 )</p>	<p>( 削 除 )</p> <p>( 附 則 )</p> <p><u>本定款第28条の規定に関わらず、平成14年6月27日開催の定時株主総会において選任された監査役の任期は、就任後3年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査体制のより一層の強化を図るため、監査役1名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。

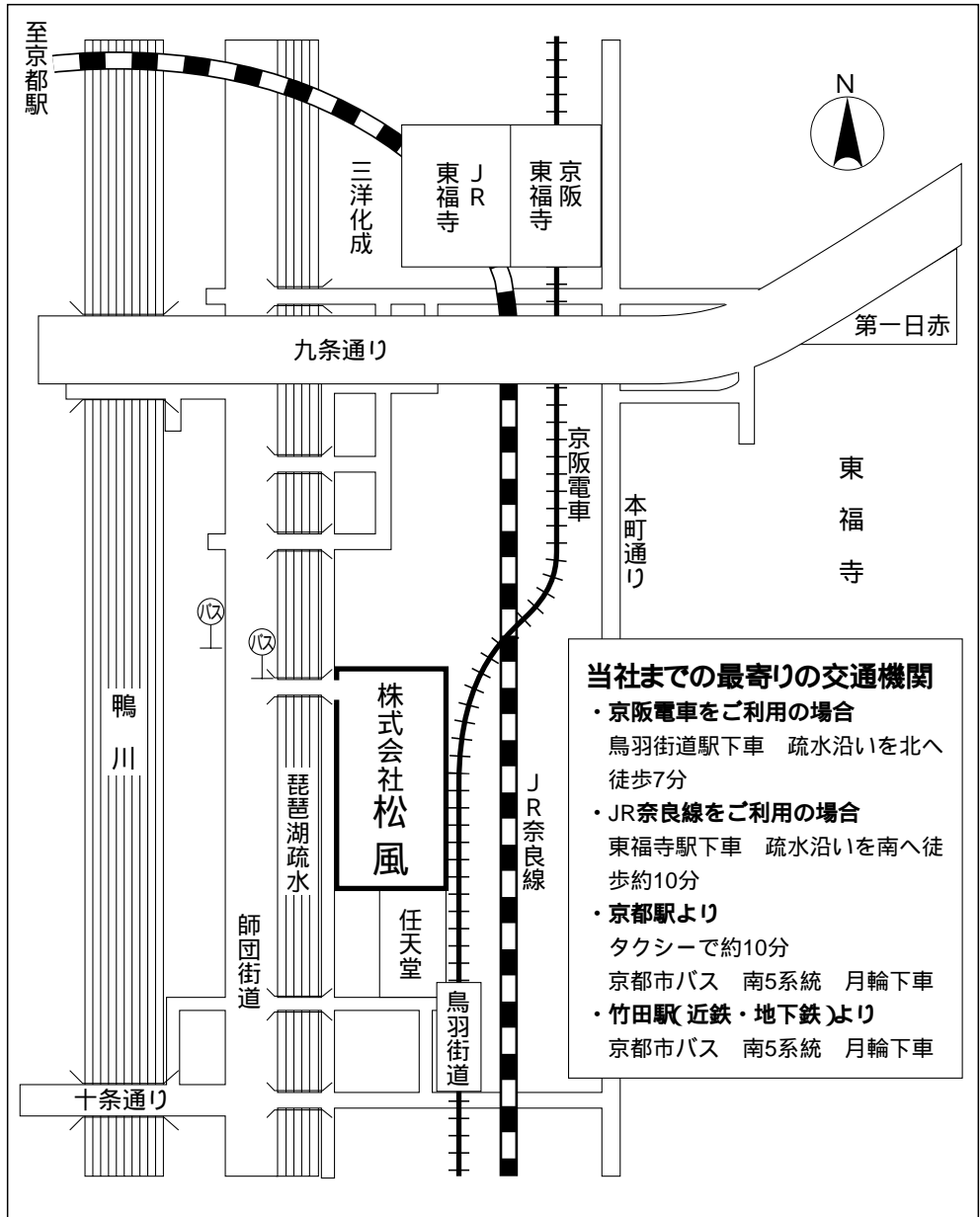
監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

氏 名 ( 生年月日 )	略 歴	所 有 す る 当社の株式の数
<p>河合 正勝 ( 昭和17年2月15日 )</p>	<p>昭和41年3月 関西学院大学理学部卒業 同 年4月 当社入社 昭和61年4月 研究開発部 主任研究員 平成5年10月 研究開発部 研究企画室長 平成13年4月 研究開発部 主席研究員 平成14年4月 研究開発部 部長付 現在に至る</p>	<p>4,192株</p>

( 注 ) 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

以上



**当社までの最寄りの交通機関**

- ・京阪電車をご利用の場合  
鳥羽街道駅下車 疏水沿いを北へ  
徒歩7分
- ・JR奈良線をご利用の場合  
東福寺駅下車 疏水沿いを南へ徒  
歩約10分
- ・京都駅より  
タクシーで約10分  
京都市バス 南5系統 月輪下車
- ・竹田駅(近鉄・地下鉄)より  
京都市バス 南5系統 月輪下車

